

協会けんぽ一般健診（生活習慣病予防健診）の 腹部触診の実施について

協会けんぽ一般健診（生活習慣病予防健診）の契約検査項目として、
医師診察で腹部触診を実施していましたが、

2025年4月から必須項目ではなく、医師の判断で実施となります。

*生活習慣病予防健診の「付加健診」で腹部超音波検査が含まれて
います。対象年齢の方は、受診を推奨します。

対象年齢：40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳

*対象年齢以外の方は、当院のオプション検査で
腹部超音波検査（5,500円税込）をお申し込み・受診ください。